

第4章 県の原子力行政

1 県の原子力行政の概要

静岡県の原子力行政は、大きく3つに区分されます。

①発電所周辺地域の安全確保

「浜岡原子力発電所の安全確保等に関する協定」に基づく原子力発電所の安全確保に関する業務で、環境放射線監視業務、環境放射能調査研究、原子力に関する広報などを行っています。

②原子力防災

災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づく原子力防災対策業務です。万が一、原子力災害が起きたとしても、国、警察、消防、自衛隊、関係市町と協力して住民の安全が確保されるよう、防災計画の策定、緊急時に使用する防災資機材の整備、原子力防災研修・原子力防災訓練の実施など防災体制確保に努めています。

③発電所立地に係る総合調整・地域振興

浜岡原子力発電所の立地に伴う様々な調整を行うとともに、立地地域の振興に努めています。

2 浜岡原子力発電所に関する協定

(1) 浜岡原子力発電所の安全確保等に関する協定

昭和56(1981)年9月に、静岡県は、中部電力(株)浜岡原子力発電所の周辺環境の安全を確保することを目的として、発電所が所在する浜岡町及びそれに隣接する御前崎町、相良町、大東町及び小笠町とともに、中部電力(株)との間に「原子力発電所の安全確保等に関する協定書」を結びました。(それ以前は、昭和46(1971)年3月に「原子力発電所の安全確認等に関する協定書」を締結して、安全確保に努めていました。)

そして、平成19(2007)年10月に、この協定を改定し、「浜岡原子力発電所の安全確保等に関する協定書(以下「県・4市協定」という。)」として再締結しました。

この県・4市協定に基づき、原子力発電所環境安全協議会及び環境放射能測定技術会を設置し、関係機関と連携して周辺環境の安全確保に努めています。県・4市協定の詳細については、＜協定及び関連規程等p. 103＞をご覧ください。

なお、当初の協定に調印した関係5町は、以下のとおり合併しています。

- ・ 平成16年4月 「浜岡町」と「御前崎町」が合併 → 「御前崎市」
- ・ 平成17年1月 「小笠町」が「菊川町」と合併 → 「菊川市」
- ・ 平成17年4月 「大東町」が「掛川市」、「大須賀町」と合併 → 「掛川市」
- ・ 平成17年10月 「相良町」が「榛原町」と合併 → 「牧之原市」

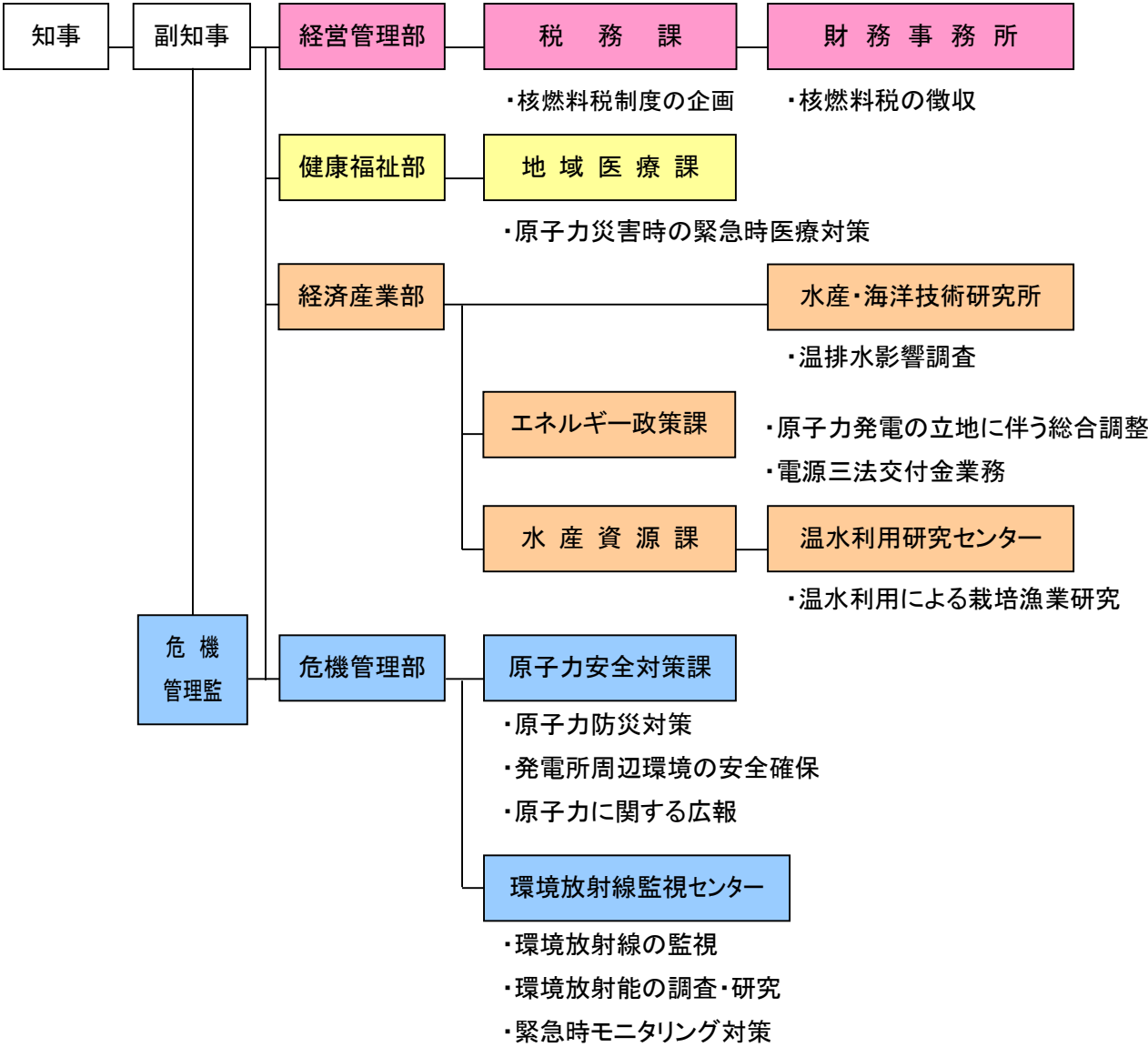
(2) 浜岡原子力発電所の周辺市町の安全確保等に関する協定

平成28(2016)年7月に、静岡県は、緊急防護措置を準備する区域(UPZ)のうち牧之原市、掛川市及び菊川市を除く地域の環境の安全を確保することを目的として、島田市、磐田市、焼津市、藤枝市、袋井市、吉田町及び森町で構成される5市2町と中部電力(株)との間に「浜岡原子力発電所の周辺市町の安全確保等に関する協定書(以下「県・5市2町協定」という。)」を結びました。

この県・5市2町協定に基づき、原子力発電所環境安全連絡会を設置し、関係機関と連携して5市2町の地域の安全確保に努めています。県・5市2町協定の詳細については、＜協定及び関連規程等p. 110＞をご覧ください。

● 静岡県の原子力行政組織

令和6(2024)年12月31日現在



県・4市協定

静岡県原子力発電所環境安全協議会
会長: 知事

・環境放射能調査結果の確認

静岡県環境放射能測定技術会

会長: 静岡県危機管理監代理兼危機管理部部長代理

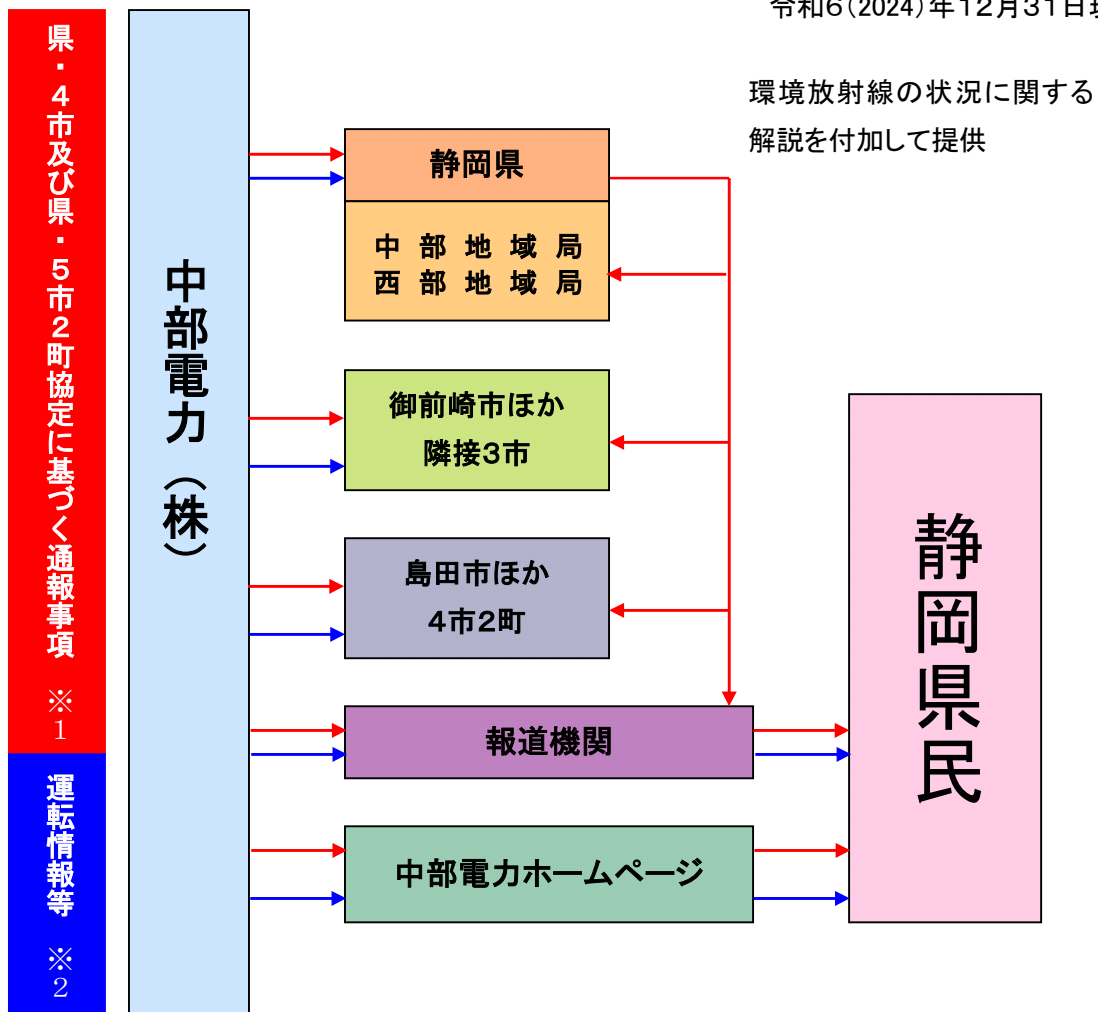
・環境放射能測定計画立案、調査結果の検討・評価

県・5市2町協定

浜岡原子力発電所周辺環境安全連絡会

●浜岡原子力発電所に関する事故・トラブルの情報開示の体制

令和6(2024)年12月31日現在



※1 県・4市協定及び県・5市2町協定に基づく通報事項

故障などで原子炉の運転を止めたときなどの情報

※2 運転情報等

原子炉の運転に支障がない軽微な水漏れの発見、発電所で救急車を呼んだときなどの情報

これ以外にも、中部電力(株)では主要電気工作物の損壊事故が発生したとき、静岡県または東海地方に大津波警報などが発令され、発電所に防災体制を発令したときなどにも、県や御前崎市ほか隣接3市へ連絡し、報道発表を行います。

また、浜岡原子力発電所から概ね31km圏内の御前崎市ほか隣接3市を除いた5市2町では、東日本大震災後、「浜岡原発情勢連絡会」を発足させ、事故や故障などの場合には中部電力(株)から情報提供がなされていましたが、平成28(2016)年7月に協定を締結した後は、同協定に基づき通報されます。

3 環境放射能調査

静岡県では、浜岡原子力発電所周辺環境の安全を確認するため、発電所の運転開始前の昭和47(1972)年から環境放射能の調査を実施しています。昭和56(1981)年には、浜岡町(現:御前崎市)に静岡県環境放射線監視センターを設置し、監視体制を整備しました。(同センターは平成28(2016)年に牧之原市に移転しました。)

●静岡県環境放射線監視センター(牧之原市坂口 原子力防災センター1階)



《業務内容》

- ①浜岡原子力発電所周辺の環境放射線等監視
- ②環境放射線等の調査及び研究
- ③緊急時の環境モニタリング

ホームページアドレス

<http://www.hoshasen.pref.shizuoka.jp/radiation/home.html>



(1) 環境放射能調査の概要

県は、浜岡原子力発電所周辺の環境放射能調査(浜岡原子力発電所から10km圏内)等を実施し、空間放射線量や環境試料中の放射能の調査を行っています。

空間放射線量の調査については、モニタリングステーション及びモニタリングポスト※に設置した測定器により、24時間連続で空間放射線量率を測定しています。測定したデータは有線回線、携帯回線及び衛星回線で環境放射線監視センターへ伝送され、御前崎市ほか周辺10市町の役所(庁舎または支所)ロビーなどに設置してあるデータ表示装置、環境放射線監視センターのホームページ等によりリアルタイムで確認することができます。また、モニタリングポイントを設置し、3か月間の積算線量の測定を行っています。

※ 空間線量率の測定器に加え、気象状況を調べる観測装置等を備えた野外測定設備。発電所周辺10km圏内に設置しているものをモニタリングステーション、10km以遠に設置しているものをモニタリングポストという。



モニタリングステーション
(空間放射線量率の測定)



モニタリングポイント
(積算線量の測定)

■ 静岡県のモニタリングステーション・モニタリングポスト等の設置状況

調査の種別	モニタリングステーション(MS)、 モニタリングポスト(MP)の設置数	モニタリングポイント の設置数
浜岡原子力発電所周辺環境放射能 調査(発電所から10km圏内)	MS 14基	12 地点
UPZ 圏内(10km以遠)の 環境放射能調査	MP 12基	22 地点
環境放射能水準調査※	MP 8基	—
計	34基	34 地点

※ 全国の環境放射能レベルを調べるため、原子力規制庁が都道府県等に委託して実施される調査。

環境試料中の放射能の調査については、浜岡原子力発電所周辺等で採取される農畜産物や海産生物等に含まれる放射性物質の種類ごとの放射能を測定しています。



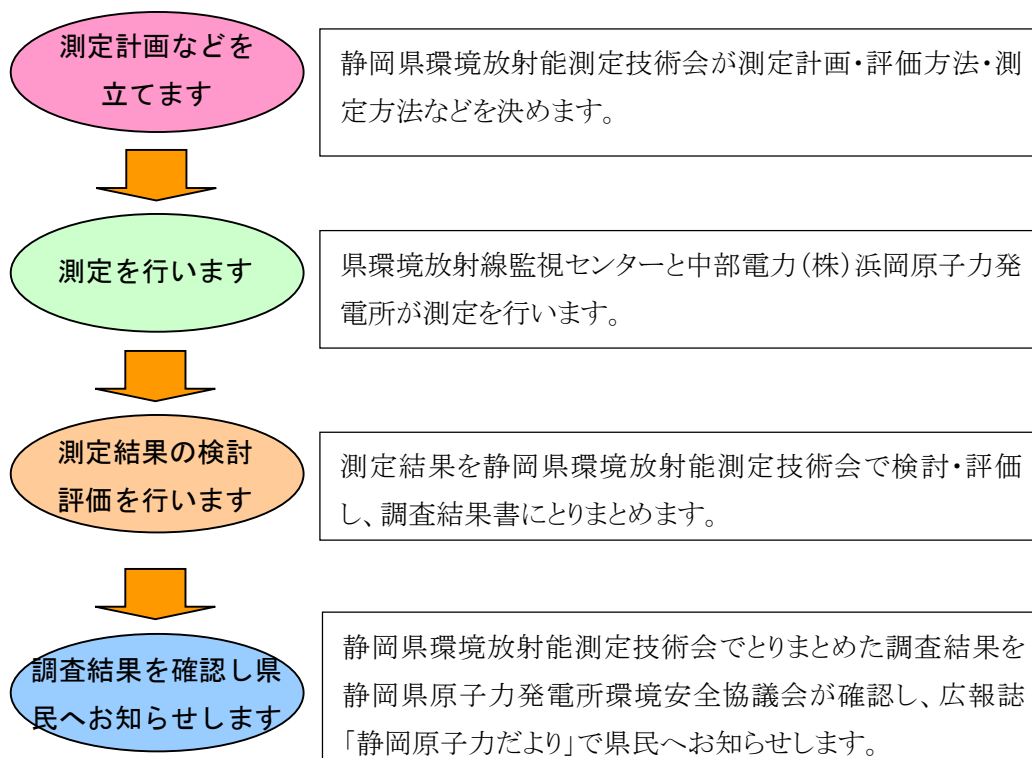
放射能測定装置の例(ゲルマニウム半導体検出器)

(2) 浜岡原子力発電所周辺の環境放射能調査(浜岡原子力発電所から10km圏内)

「浜岡原子力発電所の安全確保等に関する協定」に基づき、静岡県環境放射能測定技術会が定めた計画に従って、浜岡原子力発電所から10km圏内の空間放射線量の調査及び土壌、農産物、海産生物などの環境試料中の放射能調査を行っています。

この調査では、県環境放射線監視センターと中部電力(株)浜岡原子力発電所がそれぞれ測定を行い、測定結果を静岡県環境放射能測定技術会で検討・評価しています。

■ 調査の進め方



第4章 県の原子力行政

■ 静岡県環境放射能測定技術会

令和6(2024)年12月31日現在

役割	浜岡原子力発電所周辺環境放射能の測定計画の策定、測定結果の評価等	
会長	静岡県危機管理監代理兼危機管理部部長代理	
構成員	国	静岡県地方気象台
	県	危機管理部、環境放射線監視センター、環境衛生科学研究所、農林技術研究所、農林技術研究所茶業研究センター、畜産技術研究所、水産・海洋技術研究所、工業技術研究所
	市	御前崎市、牧之原市、掛川市、菊川市
	その他	学識経験を有する者(5名)

■ 静岡県原子力発電所環境安全協議会

令和6(2024)年12月31日現在

役割	浜岡原子力発電所周辺環境放射能調査結果の確認と「静岡原子力だより」による広報	
会長	静岡県知事	
副会長	静岡県副知事、御前崎市市長	
委員	国	静岡県地方気象台長
	県	県議会議員、県議会危機管理くらし環境委員長、関係県議会議員、関係部長
	市	御前崎市議会議員、牧之原市長、牧之原市議会議員、掛川市長、掛川市議会議員、菊川市長、菊川市議会議員
	その他	関係農業協同組合長、関係漁業協同組合長、関係医師会長、関係看護協会支部長、中部電力(株)副社長

① 空間放射線量の調査

浜岡原子力発電所周辺に設置している14基のモニタリングステーションで、空間放射線量率を24時間連続で測定しています。また、浜岡原子力発電所周辺の12地点にモニタリングポイントを設置し、3か月間の積算線量の測定を行っています。

② 環境試料中の放射能調査

野菜や牛乳などの農畜産物、しらすやさざえなどの海産生物をはじめ、海水、海底土、陸水、陸土、浮遊塵などの試料(令和5(2023)年度は、31種類、76地点)について放射能の分析を行っています。

③ 令和5(2023)年度環境放射能調査結果

調査では、東京電力福島第一原子力発電所事故等の影響で、土壌や茶葉などから人工放射性核種が検出され、平常の変動幅を超過しましたが、健康への影響は心配のないレベルでした。

■令和5(2023)年度空間放射線量調査結果

項 目	種 類	調査結果	平常の変動幅※1
積算線量 モニタリングポイント	積算線量	0.56～0.69ミリグレイ/年間	— ※2
線量率 モニタリングステーション	10 分 間 平 均 値	36～109ナノグレイ/時※3	32～113ナノグレイ/時
	1時間平均値	37～97ナノグレイ/時※3	32～107ナノグレイ/時

※1 平常の変動幅とは、直近の過去5年間の測定値の最小値と最大値の範囲です。

※2 年間の値は定められておりません。

※3 一部のモニタリングステーションにおいて、平常の変動幅の上限を上回りました。これは降雨による自然変動(自然放射性核種の変動)によるものと考えられます。

■令和5(2023)年度環境試料中の核種分析※1 の結果(「*」は「検出されず」を示す)

試料	調査結果※2	平常の変動幅※3
浮遊塵	^{60}Co : * ^{134}Cs : * ^{137}Cs : * その他: *	^{60}Co : * ^{134}Cs : * ^{137}Cs : * その他: *
陸水(上水)	^{60}Co : * ^{134}Cs : * ^{137}Cs : * ^{131}I : * ^{90}Sr : * ~0.67 ミリベクレル/L その他: *	^{60}Co : * ^{134}Cs : * ^{137}Cs : * ^{131}I : - ※4 ^{90}Sr : - ※4 その他: *
土壌	^{60}Co : * ^{134}Cs : * ^{137}Cs : * ~11.5 ベクレル/kg 乾土 ^{90}Sr : * ^{238}Pu : * $^{239}\text{Pu}+^{240}\text{Pu}$: * その他: *	^{60}Co : * ^{134}Cs : * ^{137}Cs : 1.7～8.9 ベクレル/kg 乾土 ^{90}Sr : - ※4 ^{238}Pu : - ※4 $^{239}\text{Pu}+^{240}\text{Pu}$: - ※4 その他: *
海底土	^{60}Co : * ^{134}Cs : * ^{137}Cs : * ~2.2 ベクレル/kg 乾土 その他: *	^{60}Co : * ^{134}Cs : * ^{137}Cs : * ~2.7 ベクレル/kg 乾土 その他: *

第4章 県の原子力行政

試料		調査結果※2	平常の変動幅※3
農畜産物	玄米	^{60}Co : * ^{134}Cs : * ^{137}Cs : * ^{90}Sr : * その他: *	^{60}Co : * ^{134}Cs : * ^{137}Cs : * ^{90}Sr : * その他: *
	すいか	^{60}Co : * ^{134}Cs : * ^{137}Cs : * ~0.0078 ヘクレル/kg 生 その他: *	^{60}Co : * ^{134}Cs : * ^{137}Cs : * ~0.015 ヘクレル/kg 生 その他: *
	キャベツ	^{60}Co : * ^{134}Cs : * ^{137}Cs : * ~0.019 ヘクレル/kg 生 ^{90}Sr : * その他: *	^{60}Co : * ^{134}Cs : * ^{137}Cs : * ^{90}Sr : * その他: *
	白菜	^{60}Co : * ^{134}Cs : * ^{137}Cs : * その他: *	^{60}Co : * ^{134}Cs : * ^{137}Cs : * その他: *
	レタス	^{60}Co : * ^{134}Cs : * ^{137}Cs : * その他: *	^{60}Co : -※5 ^{134}Cs : -※5 ^{137}Cs : -※5 その他: -※5
	たまねぎ	^{60}Co : * ^{134}Cs : * ^{137}Cs : * その他: *	^{60}Co : * ^{134}Cs : * ^{137}Cs : * その他: *
	白ねぎ	^{60}Co : * ^{134}Cs : * ^{137}Cs : * その他: *	^{60}Co : -※4 ^{134}Cs : -※4 ^{137}Cs : -※4 その他: -※4
	かんしょ	^{60}Co : * ^{134}Cs : * ^{137}Cs : 0.019~0.027 ヘクレル/kg 生 その他: *	^{60}Co : * ^{134}Cs : * ^{137}Cs : * ~0.058 ヘクレル/kg 生 その他: *
	大根	^{60}Co : * ^{134}Cs : * ^{137}Cs : * ~0.0082 ヘクレル/kg 生 ^{131}I : * ^{90}Sr : * ~0.034 ヘクレル/kg 生 その他: *	^{60}Co : * ^{134}Cs : * ^{137}Cs : * ~0.029 ヘクレル/kg 生 ^{131}I : * ^{90}Sr : * ~0.037 ヘクレル/kg 生 その他: *
	みかん	^{60}Co : * ^{134}Cs : * ^{137}Cs : 0.019~0.020 ヘクレル/kg 生 その他: *	^{60}Co : * ^{134}Cs : * ^{137}Cs : * ~0.016 ヘクレル/kg 生 その他: *

第4章 県の原子力行政

試料		調査結果※2	平常の変動幅※3
農畜産物	茶葉	^{60}Co : * ^{134}Cs : * ^{137}Cs : 0.034~0.14 ベクレル/kg 生 ^{90}Sr : * ~0.055 ベクレル/kg 生 その他: *	^{60}Co : * ^{134}Cs : * ^{137}Cs : * ~0.066 ベクレル/kg 生 ^{90}Sr : * ~0.40 ベクレル/kg 生 その他: *
	原乳	^{60}Co : * ^{134}Cs : * ^{137}Cs : * ^{131}I : * ^{90}Sr : * ~0.017 ベクレル/kg 生 その他: *	^{60}Co : * ^{134}Cs : * ^{137}Cs : * ^{131}I : * ^{90}Sr : * ~0.022 ベクレル/kg 生 その他: *
海洋生物	しらす	^{60}Co : * ^{134}Cs : * ^{137}Cs : * ~0.075 ベクレル/kg 生 ^{90}Sr : * その他: *	^{60}Co : * ^{134}Cs : * ^{137}Cs : * ~0.071 ベクレル/kg 生 ^{90}Sr : * その他: *
	ひらめ	^{60}Co : * ^{134}Cs : * ^{137}Cs : 0.12~0.14 ベクレル/kg 生 その他: *	^{60}Co : * ^{134}Cs : * ^{137}Cs : 0.10~0.13 ベクレル/kg 生 その他: *
	あじ	^{60}Co : * ^{134}Cs : * ^{137}Cs : 0.094~0.13 ベクレル/kg 生 その他: *	^{60}Co : * ^{134}Cs : * ^{137}Cs : 0.11~0.18 ベクレル/kg 生 その他: *
	かさご (欠測)	^{60}Co : - ^{134}Cs : - ^{137}Cs : - ^{90}Sr : - その他: -	^{60}Co : * ^{134}Cs : * ^{137}Cs : 0.072~0.14 ベクレル/kg 生 ^{90}Sr : * その他: *
	さざえ (欠測)	^{60}Co : - ^{134}Cs : - ^{137}Cs : - ^{90}Sr : - その他: -	^{60}Co : * ^{134}Cs : * ^{137}Cs : * ^{90}Sr : * その他: *
	はまぐり	^{60}Co : * ^{134}Cs : * ^{137}Cs : * その他: *	^{60}Co : * ^{134}Cs : * ^{137}Cs : * その他: *
	かき	^{60}Co : * ^{134}Cs : * ^{137}Cs : * その他: *	^{60}Co : * ^{134}Cs : * ^{137}Cs : * その他: *

第4章 県の原子力行政

試料		調査結果※2	平常の変動幅※3
海洋生物	いせえび	^{60}Co : * ^{134}Cs : * ^{137}Cs : 0.037~0.058 ベクレル/kg 生 ^{90}Sr : * その他: *	^{60}Co : * ^{134}Cs : * ^{137}Cs : 0.060~0.087 ベクレル/kg 生 ^{90}Sr : * その他: *
	あおりいか	^{60}Co : * ^{134}Cs : * ^{137}Cs : * ~0.028 ベクレル/kg 生 その他: *	^{60}Co : -※6 ^{134}Cs : -※6 ^{137}Cs : -※6 その他: -※6
	なまこ	^{60}Co : - ^{134}Cs : - ^{137}Cs : - その他: -	^{60}Co : * ^{134}Cs : * ^{137}Cs : * その他: *
	わかめ	^{60}Co : * ^{134}Cs : * ^{137}Cs : * ^{131}I : * ^{90}Sr : * その他: *	^{60}Co : * ^{134}Cs : * ^{137}Cs : * ^{131}I : * ^{90}Sr : * その他: *
降下物	雨・ちり	^{60}Co : * ^{134}Cs : * ^{137}Cs : * ~0.067 ベクレル/m ² その他: *	^{60}Co : * ^{134}Cs : * ^{137}Cs : * ~0.12 ベクレル/m ² その他: *
指標生物	松葉	^{60}Co : * ^{134}Cs : * ^{137}Cs : * ~0.067 ベクレル/kg 生 ^{131}I : * その他: *	^{60}Co : * ^{134}Cs : * ^{137}Cs : * ~0.22 ベクレル/kg 生 ^{131}I : * その他: *
海水		^{60}Co : * ^{34}Cs : * ^{137}Cs : * ~3.6 ミリベクレル/L ^3H : * その他: *	^{60}Co : * ^{134}Cs : * ^{137}Cs : * ~4.0 ミリベクレル/L ^3H : * ~0.88 ベクレル/L その他: *
大気中水分	捕集水	^3H : * ~1.0 ベクレル/L	^3H : * ~2.0 ベクレル/L
	空気	^3H : * ~0.012 ベクレル/m ³	^3H : * ~0.017 ベクレル/m ³

※1 環境試料中に含まれる放射性核種の種類と量を調べます。

※2 (注) ^3H :トリチウム(三重水素)、 ^{60}Co :コバルト-60、 ^{90}Sr :ストロンチウム-90、 ^{131}I :ヨウ素-131、 ^{134}Cs :セシウム-134、 ^{137}Cs :セシウム-137

調査結果は、 ^3H 、 ^{90}Sr 及びガンマ線を放出する測定対象核種について記し、検出されたものについては数値を記載しています。測定対象のガンマ線を放出する核種は、クロム-51、マンガニ-54、コバルト-58、鉄-59、コバルト-60、ヨウ素-131、セシウム-134及びセシウム-137です。

※3 平常の変動幅とは、東日本大震災の発生前5年間の測定値の最小値と最大値の範囲をいいます。

※4 令和2年度から測定を開始したため、変動幅を設定していません。

※5 令和3年度から測定項目に追加し令和4年度から測定を開始したため、平常の変動幅を設定していません。

※6 令和5年度から測定を開始したため、変動幅を設定していません。

④令和6(2024)年度環境放射能測定計画

■空間放射線量測定計画

項目	測定地点数	測定回数	備考
線量率	14	連続	モニタリングステーションにおける測定
積算線量	12	4	モニタリングポイントにおける3か月間の積算

■環境試料中の放射能測定計画

区分		種類		測定 地点数	測定 回数	採取法
陸上 試料	空気	浮遊塵	ちり	5	—	連続測定及び 1か月連続採取
		水分	水分	4	12	1か月連続採取
	水	上水	水道水	2	4	4、7、10、1月
	土	土壌	土壌	4	4	6、9、12、3月
				1	1	7月
	農畜産物	米	玄米	2	1	収穫期に採取
				1	1	
		葉菜・根菜	キャベツ、白菜、レタス、たまねぎ、大根、かんしょ、白ねぎ	13	1～3	
		果菜・果実	すいか、みかん	3	1	
		茶	茶葉	5	1	
		牛乳	原乳	2	4	4、7、10、1月
	降下物	雨水・ちり		1	12	1か月連続採取
	指標生物	松	松葉	3	4	6、9、12、3月
海洋 試料	海産生物	魚類	しらす、ひらめ、あじ、かさご	4	1～3	漁獲期に採取
		貝類	さざえ、はまぐり、かき	3	1	
		甲殻類	いせえび	1	1	
		頭足類・きよく皮類	あおりいか、なまこ	2	1	
		藻類	わかめ	1	1	
	水	海水	表層水	10	4	5、8、11、2月
				2	1	8月
	土	海底土	海底の表層土	10	4	5、8、11、2月

(3)UPZ 圏内(10km 以遠)の環境放射能調査

静岡県では、平成25(2013)年2月に静岡県地域防災計画(原子力災害対策の巻)を修正し、発電所から概ね半径31kmに含まれる自治区等を「緊急防護措置を準備する区域(UPZ)」に設定しました。これに伴い、10～31km圏内を対象にした環境放射能調査を、平常時の環境放射能レベルを把握することなどを目的として、平成25

(2013)年度から県の事業として実施しています。

本調査では、空間放射線量について、12箇所にモニタリングポストを設置して空間放射線量率を常時測定し、22地点にモニタリングポイントを設置して3か月間の積算線量の測定を行っています。また、環境試料中の放射能測定について、25地点で試料を採取し、測定を行っています。

平成28(2016)年7月に、5市2町(静岡県、島田市、磐田市、焼津市、藤枝市、袋井市、吉田町及び森町)並びに中部電力(株)との間で「浜岡原子力発電所の周辺市町の安全確保等に関する協定」が締結されたことにより、本調査のうち5市2町の地域で行うものについては、当該協定の実施事項に位置づけられました。

■空間放射線量測定計画(令和6年度)

項 目	測定地点数	測定回数	備 考
線量率	12	連続	モニタリングポストにおける測定
積算線量	22	4	モニタリングポイントにおける3か月間の積算

■環境試料中の放射能測定計画(令和5年度)

市 町	採取試料	採取地点	採取時期
掛川市	茶葉	1	4月～5月
	土壌	3	5月～6月
	陸水	2	10月～11月
菊川市	茶葉	1	4月～5月
	玄米	1	8月～10月
	レタス	1	11月～3月
	土壌	5	5月～6月
磐田市	陸水	1	10月～11月
焼津市	陸水	1	10月～11月
藤枝市	玄米	1	8月～10月
袋井市	茶葉	1	4月～5月
	玄米	1	8月～10月
	大豆	1	10月～11月
吉田町	陸水	1	10月～11月

4 温排水影響調査

浜岡原子力発電所では、海水を発電用冷却水として利用しています。冷却水として利用された海水は、放水口から海に戻します。この海水は、取水時に比べて温度が約6～7℃上昇していることから、温排水と呼ばれています。

県水産・海洋技術研究所では、温排水が排出される発電所の前面海域において温排水影響調査を実施していましたが、全号機運転停止(p. 79参照)に伴い、温排水が排出されなくなったことから、平成23(2011)年度以降この調査を実施していません。

なお、平成22(2010)年度まで実施していた調査の概要は以下のとおりです。

調査範囲： 浜岡原子力発電所の前面海域で、西は御前崎市白砂砂丘西沖、東は中西川河口沖までの東西 6,000m、沖合 2,400m の海域

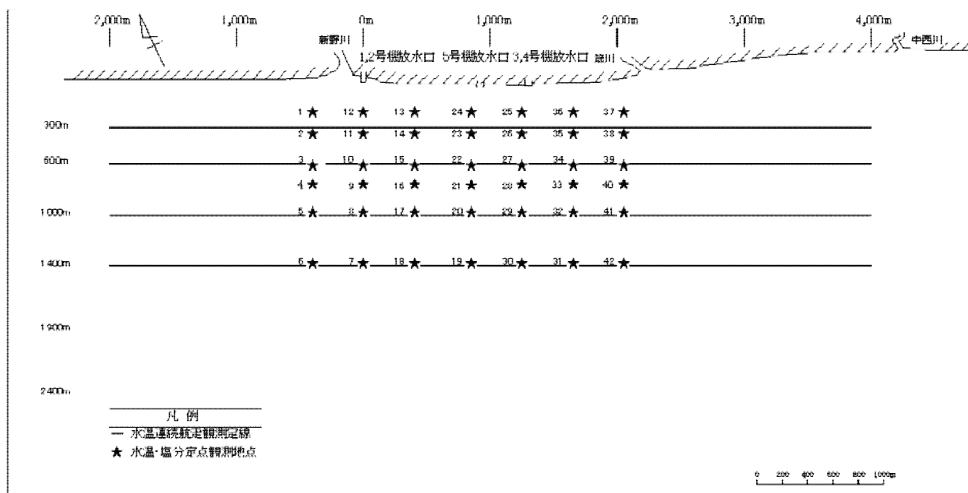
調査項目： 水温・塩分分布調査、温排水の拡散状況調査

調査回数： 年2回

調査期間： 新しい原子炉が営業運転を開始した年度から10年間

(浜岡原子力発電所においては、5号機が営業運転を開始した平成16(2004)年度から10年間)

●水温連続観測及び水温塩分定点観測の地点配置



5 原子力防災対策

(1) 静岡県地域防災計画(原子力災害対策編)のあゆみ

静岡県では、浜岡原子力発電所1号機の運転開始前の昭和49(1974)年6月に、万が一の原子力災害に備えて、「静岡県原子力災害対策計画」を策定しました。

昭和54(1979)年3月28日、アメリカ合衆国でスリーマイルアイランド(TMI)原子力発電所事故が起きました。この事故を重要視して、県は昭和55(1980)年12月に前の計画を廃止し、新たに「静岡県地域防災計画(原子力対策編)」を策定し、原子力災害への対応をより具体的に定めました。

平成11(1999)年9月30日、茨城県東海村でジェー・シー・オー臨界事故が発生しました。国では、この事故への対応の反省から、災害対策基本法(以下、「災対法」という。)に加えて平成12(2000)年6月から「原子力災害対策特別措置法(以下、「原災法」という。)」を施行し、「原子力施設等の防災対策について」(防災指針)を改訂しました。それに伴い、県では平成12(2000)年度に「静岡県地域防災計画(原子力対策編)」を修正しました。

平成23(2011)年3月11日、東北地方太平洋沖地震が発生し、この地震や津波により東京電力(株)福島第一原子力発電所にて深刻な事故が発生しました。

この事故を踏まえて、国は原子力防災対策の抜本的な見直しを行い、原災法の改正(平成24(2012)年6月)、防災基本計画原子力災害対策編の改定(平成24(2012)年10月)、防災指針に替わる「原子力災害対策指針」の制定(平成24(2012)年10月)、改正などが行われました。

県では原災法等の見直しに即し、毎年、静岡県地域防災計画(原子力災害対策編)の修正を行うとともに、関係市町の地域防災計画(原子力災害対策編)の改定の支援を行っています。

(2) オフサイトセンター

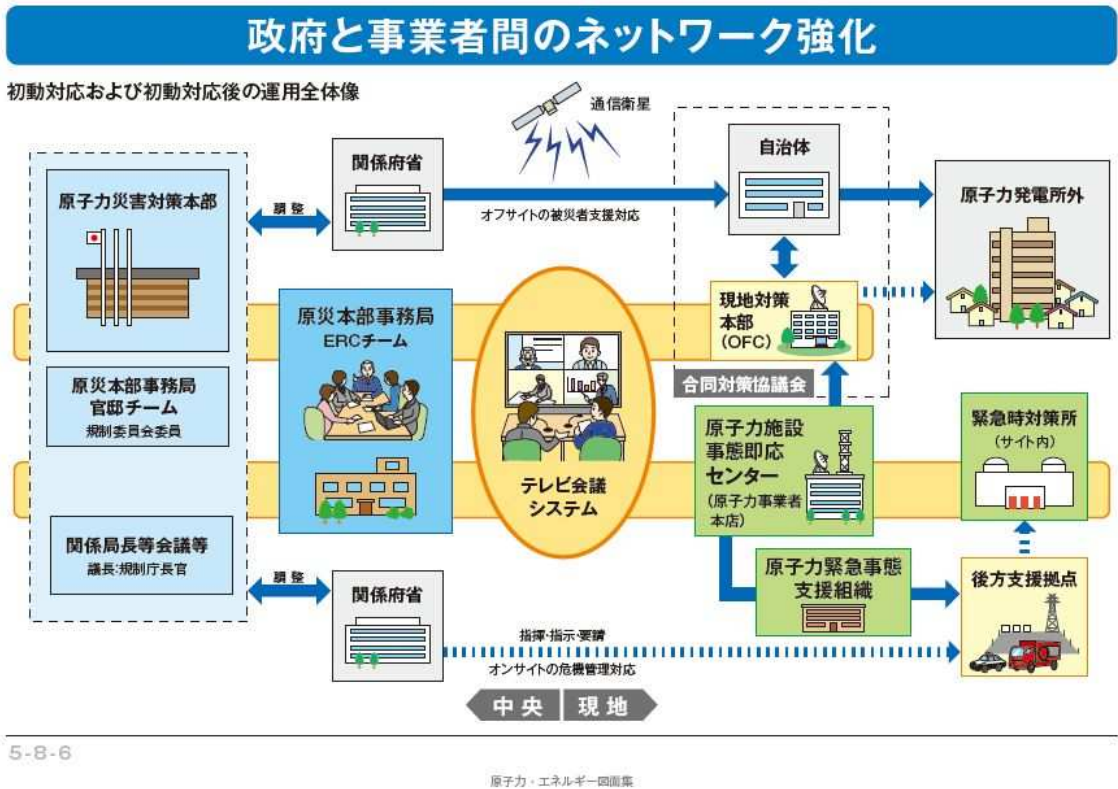
原災法に基づき、原子力施設のある地域に緊急事態応急対策等拠点施設(通称:オフサイトセンター)の設置が義務づけられています。平成14(2002)年4月に、県は、浜岡町役場(現:御前崎市役所)の西隣りに、静岡県浜岡原子力防災センターを建設し、開所しました。福島第一原子力発電所事故を踏まえた立地要件の変更から、平成28(2016)年7月に、環境放射線監視センターとの一体整備により富士山静岡空港隣接地(牧之原市坂口)に新設した「原子力防災センター」に移転しました。

オフサイトセンターは、原子力発電所で事故が発生し、環境への影響が考えられる場合に、国、県、関係市町、中部電力(株)、県警、自衛隊、清水海上保安部など防災関係機関が一堂に会し、情報を共有し、連携のとれた迅速かつ的確な災害対策を実施する拠点となります。

静岡県の場合、災害時にはオフサイトセンターに以下の組織が設置されます。

- ① 原子力災害合同対策協議会(防災関係機関の合議体)
- ② オフサイトセンター機能班(原子力災害合同対策協議会の下部組織)
- ③ 国の原子力災害現地対策本部

平常時のオフサイトセンターは、原子力防災研修、防災訓練、防災関係連絡会議などに利用されています。また、原子力防災センター1階には、原子力規制委員会原子力規制庁浜岡原子力規制事務所があり、原子力防災専門官が常駐しています。



出典:一般財団法人日本原子力文化財団「原子力・エネルギー」図面集 から



オフサイトセンターの運営
(左: 合同対策協議会、右: 住民安全班)

※写真は、令和6(2024)年度オフサイトセンター運営訓練

(3)防災対策の概要

①緊急時の通報

原子力発電所で災害が発生した場合、または発生するおそれがある場合は、中部電力(株)から国、県、関係市町、その他防災関係機関へ緊急通報が行われます。浜岡原子力発電所周辺地域の住民には、各市の同報無線等で速やかにお知らせします。

②警戒本部の設置

原災法に基づく特定事象発生の通報を受けた場合、県は知事を本部長とする警戒本部を県庁に設置し、オフサイトセンターにオフサイトセンター機能班、静岡県オフサイトセンター派遣班の要員を派遣し、警戒体制をとります。

③災害対策本部の設置

原子力災害に発展した場合、原災法に基づき、内閣総理大臣が「原子力緊急事態宣言」を発出します。その場合、災対法、原災法及び県地域防災計画に基づいて、県は、県庁に原子力災害対策本部を設置します。関係市町も災害対策本部を設置します。

また、知事が必要と判断した場合にも、災対法、原災法及び県地域防災計画に基づき同本部を設置します。

④災害状況の把握

県原子力災害対策本部は、防災関係機関も含めて、連絡を密にし、原子力発電所の事故状況や発電所周辺環境の汚染状況を把握します。

⑤周辺地域住民への広報活動

県や関係市町は、住民に対し、テレビ、ラジオ、同報無線、広報車などを用いて、災害状況をお知らせします。

また、原子力災害時に浜岡原子力発電所の状況や避難指示等の情報について、情報共有するためのサイト「静岡県原子力防災ポータル」の運用を平成28(2016)年7月から開始しました。(<http://shizuoka.force.com/shizuokandp>)



⑥防護措置の実施

原子力緊急事態宣言が発出された場合、予防的防護措置を準備する区域(PAZ)については、即時避難の指示が、緊急防護措置を準備する区域(UPZ)については、原則、住民の屋内退避の指示が出されます。状況に応じ、避難、一時移転、安定ヨウ素剤服用、飲食物摂取制限、交通規制などの指示が出されます。

⑦緊急時医療体制の確立

発電所周辺地域住民の安全確保のため、状況に応じて、被災者に対する医療体制を確立し、医療活動を行います。

⑧防護措置の解除

災害対策本部において、放射性物質による影響がなく、安全が確認された場合、防護措置を解除し、速やかに住民へお知らせします。



静岡県原子力防災ポータル 避難指示等の情報

※訓練時の表示

(4) 原子力防災対策の見直し

○原子力災害対策指針の制定と改定

平成24(2012)年6月に原災法の一部改正があり、本法に基づき、平成24(2012)年10月31日に「原子力災害対策指針」が制定されました。その後、令和6(2024)年9月11日の一部改正までに、延べ21回全部又は一部改正されました。

指針の主な内容は以下のとおりです。

①原子力災害対策重点区域

区域の区分	新たな防護区域の概要
予防的防護措置を準備する区域 PAZ Precautionary Action Zone	○急速に進展する事故においても確定的影響等を回避するため、緊急事態の区分に応じて、即時避難を実施する等、放射性物質の放出前の予防的防護措置(避難等)を準備する区域 ○区域の範囲のめやすは、半径 概ね5km
緊急防護措置を準備する区域 UPZ Urgent Protective action planning Zone	○確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の服用等を準備する区域 ○区域の範囲のめやすは、半径 概ね30km

旧区域：防災対策を重点的に充実すべき地域(EPZ)：発電所の半径約8～10km

②緊急時活動レベル(EAL:Emergency Action Level)

発電所での事態の進捗に対応した周辺での防護措置

区 分	事 態	措 置 内 容
警戒事態	原子力施設に異常事象発生	防護措置を準備する段階
施設敷地緊急事態	原子力災害対策特別措置法第10条相当	PAZ内住民の避難準備、早期に避難が必要な住民(施設敷地緊急事態要避難者)の避難開始
全面緊急事態	原子力緊急事態宣言(原子力災害対策特別措置法第15条相当)	PAZ内の住民避難、UPZ及び必要に応じそれ以遠の地域でも放射性物質の放出後は計測される空間放射線量率に基づく対策(次項 OIL に規定)を実施

③運用上の介入レベル(OIL: Operational Intervention Level)

放射性物質が放出された後の空間放射線量率計測値に対応した防護措置

放射線量	措 置 内 容
500 μ Sv/h	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。
20 μ Sv/h	1 日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限、 1 週間程度以内に一時移転。

④緊急時モニタリングの実施体制や運用方法等

緊急時モニタリングの実施体制	・ 国の統括下で地方公共団体、原子力事業者等が連携をとる体制とする。
緊急時モニタリングの事前措置	・ 国は、緊急時モニタリングセンターの体制を準備し、要員・資機材の動員計画を作成する。 ・ 地方公共団体は、国の協力を受けて緊急時モニタリング計画を作成する。
発災後の緊急時モニタリング	・ 国は、速やかに緊急時モニタリング実施計画を作成する。 ・ 国、地方公共団体、原子力事業者等は、計画に基づきモニタリングを実施する。 ・ 国は、解析・評価及び公表を一元的に実施する。

⑤安定ヨウ素剤の事前配布の方法等

- ・ PAZにおいては、地方公共団体が、原則として医師による説明(薬剤師の補助も可能)や副作用・アレルギーの事前調査を実施するなどの適切な方法により、安定ヨウ素剤の事前配布を実施する。
- ・ PAZ外においても、緊急時に迅速な配布が困難と見込まれる地域等では、事前配布を可能とする。
- ・ 緊急時の服用については、原則として原子力規制委員会が判断を行い、その判断に基づき原子力災害対策本部又は地方公共団体が指示する。

⑥原子力災害医療体制の見直し

平成30(2018)年10月1日、県は原子力災害拠点病院2箇所、原子力災害医療協力機関8箇所をそれぞれ指定・登録し、新たな原子力災害医療体制を整備しました。

区 分	役 割	医療機関等
高度被ばく医療 支援センター (国が指定、 3年毎更新)	原子力災害拠点病院では対応 できない高度専門的な診療及び 支援並びに高度専門教育研修 等を行う	・国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構 ・弘前大学 ・福島県立医科大学 ・広島大学 ・長崎大学 (平成27年8月26日 国指定) ・福井大学 (令和5年4月1日 国指定)
原子力災害 医療・総合 支援センター (国が指定、 3年毎更新)	平時において拠点病院に対する 支援や関連医療機関等のネット ワークの構築を行う 原子力災害時において原子力災 害医療派遣チームの派遣調整 等を行う	・弘前大学 ・福島県立医科大学 ・広島大学 ・長崎大学 (平成27年8月26日 国指定)
原子力災害 拠点病院 (県が指定、 3年毎更新)	汚染の有無に関わらず傷病者等 を受け入れ、被ばくがある場合 には適切な診療等を行う 原子力災害医療派遣チームを所 有する 県内に1～3ヶ所程度	・静岡県立総合病院 ・浜松医科大学医学部附属病院 (平成30年10月1日 県指定)
原子力災害 医療協力機関 (県が登録、 3年毎更新)	原子力災害時において行われる 診療や県が行う原子力災害対策 等を支援する	・市立御前崎総合病院 ・榛原総合病院 ・菊川市立総合病院 ・藤枝市立総合病院 ・焼津市立総合病院 ・島田市立総合医療センター ・磐田市立総合病院 ・中東遠総合医療センター (平成30年10月1日 県登録)
原子力災害医療 派遣チーム	原子力災害拠点病院に所属し、原子力災害が発生した立地道府県 等内において救急医療等を行う	

○原子力災害対策指針の決定・改定への県の対応

- ① 平成24(2012)年10月の原子力災害対策指針の決定内容について、平成25(2013)年2月20日の県防災会議臨時会において、PAZ(5km 圏内)、UPZ(31 km 圏)の範囲設定を含め、県地域防災計画に反映しました。また、関係11市町の計画については、平成25(2013)年3月27日までに改定や新規策定が行われました。
- ② 平成25(2013)年2月の指針の改定内容については、平成25(2013)年6月の県防災会議において、県地域防災計画に反映しました。
- ③ 平成25(2013)年6月、9月の指針の改定内容については、平成26(2014)年6月11日開催の県防災会議において、県地域防災計画に反映しました。
- ④ 平成27(2015)年4月の改定内容については、平成27(2015)年6月17日開催の県防災会議において、県地域防災計画に反映しました。
- ⑤ 平成27(2015)年8月及び平成28(2016)年3月の改定内容については、平成28(2016)年6月15日開催の県防災会議において、県地域防災計画に反映しました。
- ⑥ 平成29(2017)年3月の改定内容については、平成29(2017)年8月22日開催の県防災会議において、県地域防災計画に反映しました。
- ⑦ 平成29(2017)年7月の改定内容については、平成30(2018)年6月15日開催の県防災会議において、県地域防災計画に反映しました。
- ⑧ 平成30(2018)年7月及び10月の改正内容については、令和元(2019)年7月10日開催の県防災会議において、県地域防災計画に反映しました。
- ⑨ 令和2(2020)年2月の改正内容については、令和2年7月開催の県防災会議において、県地域防災計画に反映しました。

- ⑩ 令和3(2021)年7月の改正内容については、令和3年10月開催の県防災会議において、県地域防災計画に反映しました。
- ⑪ 令和4(2022)年4月の改正内容については、令和4年8月開催の県防災会議において、県地域防災計画に反映しました。
- ⑫ 令和4(2022)年7月の改正内容については、令和5(2023)年7月開催の県防災会議において、県地域防災計画に反映しました。
- ⑬ 令和5(2023)年11月の改正内容については、令和6(2024)年8月開催の県防災会議において、県地域防災計画に反映しました。

(5)大規模地震対策

県地域防災計画(原子力災害対策編)では、大規模地震対策として、県は避難者収容施設や橋梁等の耐震化、通信連絡施設の整備など平常時の対策、注意情報等を受けてのモニタリング要員の参集体制の整備、地震発生後の広報や応急対策などを定めています。

また、御前崎市内で震度5弱以上、県内で震度6弱以上の地震が観測された場合や県内沿岸に大津波警報が発表された際には、原子力事業者から原子力発電所施設等の点検結果の報告を受けます。報告を受けた県、所在市及び関係市町は、原子力発電所の情報をあらゆる手段を用いて住民等に広報するとともに、被害情報の把握や緊急時モニタリングなどを実施します。

(6)浜岡地域原子力災害広域避難計画

静岡県は、浜岡原子力発電所における原子力災害を想定した「浜岡地域原子力災害広域避難計画」について、国の支援と周辺都県の協力の下、関係市町と連携して策定し、

静岡県防災・原子力学術会議原子力分科会、県内市町、周辺都県等からの意見を踏まえ、平成28(2016)年3月に公表しました。

また、実効性の向上を目指し、国の支援の下、関係市町と連携し、避難先都県、市区町村との協議等を進め、県避難計画の見直しに取り組み、都県、市区町村との協議を踏まえ、平成29(2017)年3月に避難先市区町村を記載する修正をしました。また、平成30(2018)年6月には、広域避難をする際に第一目的地となり、かつ、避難者に避難所を案内する場となる、避難経由所を記載する等の修正をしました。

引き続き、避難先都県・市区町村との協議を進めるとともに、課題についての検討を行い、関係するマニュアルの作成、市町の避難計画の実効性向上に係る支援等を行っていきます。

○避難先確保の方針

- ① 浜岡原子力発電所の原子力災害対策重点区域(PAZ、UPZ)に係る11市町の住民を避難計画の対象としています。(令和6年4月1日現在の11市町の人口は約91万人)
- ② 避難計画対象者全員について、あらかじめ避難先の市町村を定めておきます。
- ③ 原子力災害が単独で発生した場合等に備え、まずは静岡県内市町、加えて隣接県や東海地方の県に避難先を確保します。
- ④ 大規模地震との複合災害時などで③の避難先に避難できない場合に備え、関東甲信地方や北陸地方の都県にも避難先を確保します。

○避難元市(PAZ)の避難先

全面緊急事態となった場合、PAZの住民等の避難を実施します。避難を迅速、確実に実施するため、PAZに係る避難元市毎の避難先をあらかじめ定めるよう、県内の避難先に加え、県、市町村と協議をしています。

【避難元市(PAZ)毎の県内の避難先及び協議をしている県・市町村】

避難方向	避難元市	避難先 1 (原子力災害が単独で発生した場合等)	避難先 2 (大規模地震との複合災害時などで避難先 1 に避難できない場合)
西方	御前崎市	静岡県内（浜松市）	長野県（松本地域、北アルプス地域、長野地域、北信地域）
東方	牧之原市（PAZ）	山梨県（甲斐市、中央市、南アルプス市、昭和町、市川三郷町）	長野県（佐久地域、上田地域）

○避難元市町(UPZ)の避難先

全面緊急事態となった場合、UPZにおいて住民等の屋内退避を実施します。

事態が進展し放射性物質が放出され、OILに基づき政府原子力災害対策本部が、避難又は一時移転の範囲(避難の単位)を特定し指示を出した場合、特定された範囲の住民等が避難又は一時移転を実施します。

避難等を迅速、確実に実施するため、UPZの避難元市町毎の避難先をあらかじめ定めるよう、県内の避難先に加え、都県、市区町村と協議をしています。

【OILに基づき避難等の指示が出された場合の避難元市町(UPZ)毎の県内の避難先及び協議をしている都県・市区町村※】

避難方向	避難元市町	避難先 1 (原子力災害が単独で発生した場合等)	避難先 2 (大規模地震等複合災害時などで避難先 1 に避難できない場合)
東方	島田市	静岡県内（静岡市、川根本町、富士市、沼津市、長泉町、清水町、函南町、伊豆の国市、伊豆市、下田市、東伊豆町、河津町、松崎町、西伊豆町、南伊豆町）	東京都特別区市町村（島しょ部を除く）

第4章 県の原子力行政

避難方向	避難元市町	避難先 1 (原子力災害が単独で発生した場合等)	避難先 2 (大規模地震等複合災害時などで避難先 1 に避難できない場合)
東方	藤枝市	神奈川県 (全 33 市町村)	埼玉県 (全 63 市町村)
	焼津市	静岡県内 (三島市、裾野市、御殿場市、小山町、熱海市、伊東市)	
	吉田町	静岡県内 (静岡市、富士宮市)	群馬県 (前橋市、伊勢崎市、太田市、桐生市、みどり市)
	牧之原市 (UPZ)	山梨県 (甲府市、笛吹市、甲州市、山梨市、北杜市、富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、韮崎市、富士河口湖町、富士川町、身延町、南部町)	群馬県 (高崎市、沼田市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、榛東村、吉岡町、下仁田町、甘楽町、玉村町)
西方	菊川市	静岡県内 (浜松市、湖西市) 愛知県 (豊橋市、田原市)	富山県 (高岡市、氷見市、砺波市、小矢部市)
	掛川市	愛知県 (岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、幸田町、豊田市、みよし市、新城市、設楽町、東栄町、豊根村、豊川市、蒲郡市)	富山県 (富山市、魚津市、滑川市、黒部市、南砺市、射水市、上市町、立山町、入善町、朝日町、舟橋村)
	袋井市	三重県 (全 29 市町)	福井県 (福井市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、永平寺町、池田町、南越前町、越前町)
	磐田市	岐阜県 (全 42 市町村)	石川県 (金沢市、小松市、加賀市、白山市、能美市、野々市市、川北町、津幡町、内灘町)
	森 町	静岡県内 (森町内)	静岡県内 (森町内)

※ 協議をしている都県、市区町村には、都県を通して協議している市区町村を含んでいます。

○関係市町の避難計画の策定

県は、県避難計画の修正と並行して、関係 11 市町の避難計画の策定支援に取り組んでいます。令和4(2022)年3月までに全 11 市町の計画が策定済となりました。

引き続き、県・市町が連携し、避難者受入れマニュアル等の作成、原子力防災訓練での検証等を行い、県及び市町の避難計画の実効性向上を図っています。

(7)原子力防災訓練

災対法、原災法及び県地域防災計画(原子力災害対策編)に基づき、国、県、関係11市及び防災関係機関は、緊急時における防災対策の円滑化を図り、住民等の安全を確保することを目的として、原子力防災訓練を行っています。

【令和6(2024)年度 静岡県原子力防災訓練】

令和6(2024)年度の訓練は、最大震度7の地震を起因として、中部電力(株)浜岡原子力発電所4号機で過酷事故が発生し、放射性物質が放出したことを想定した訓練を令和7(2025)年1月29日・2月2日に実施しました。

(図上訓練の概要)

○実施日 令和7(2025)年1月29日 8:30～16:00

○会場 県庁危機管理センター、原子力防災センター

○参加機関

県、県警察本部、関係11市町(御前崎市、牧之原市、菊川市、掛川市、吉田町、袋井市、焼津市、藤枝市、島田市、森町、磐田市)、関係消防本部、国、中部電力(株)等

○参加人数 約180名

○訓練内容

①原子力災害合同対策協議会等活動訓練、②緊急時モニタリング訓練、

③県及び関係市町本部運営訓練 等

(実動訓練の概要)

○実施日 令和7(2025)年2月2日 8:30～12:00

○会 場 新東名高速道路静岡SA(上り)、富士市富士川緑地公園、市立御前崎総合病院、県立総合病院、御前崎市消防本部等

○参加機関

県、県警察本部、関係11市町、関係消防本部、自衛隊、関係福祉施設、関係医療機関、中部電力(株)等

○参加人数 住民約340名、関係機関約285名

○訓練項目

①住民避難訓練、②避難退域時検査場所運営訓練、③避難経由所運営訓練、④要配慮者退避訓練、⑤原子力災害医療訓練、⑥消防隊員の原子力防災資機材取扱訓練、⑦警戒区域設定訓練

令和6(2024)年度 静岡県原子力防災訓練



合同対策協議会活動訓練

避難退域時検査場所運営訓練

避難退域時検査場所運営訓練

避難経由所運営訓練

6 安全対策の確認

(1) 津波対策工事ほか追加工事の点検

静岡県は、中部電力(株)が平成23(2011)年7月に発表した浜岡原子力発電所の30項目の津波対策工事(「第5章 浜岡原子力発電所の運転管理状況」参照)について、平成23(2011)年11月から、御前崎市とともに現場点検を実施しています。平成26(2014)年10月からは、新規制基準に対応するために追加された工事等も対象に含めています。

(2) 国の検査等への県職員の立会

静岡県は、浜岡原子力発電所の安全確保対策の状況を確認するとともに、原子力安全に関する県の対応能力の向上を図るため、国が実施する発電所設備や運転管理状況の实地検査等への県職員による立会を、原子力規制庁浜岡原子力規制事務所の協力を得て、平成25(2013)年10月から実施してきました。

平成31(2019)年4月、国の検査制度が見直されたことから、現在は、県職員による国の検査への立会は行なっていません。

7 原子力広報

原子力や放射線に関する知識について県民に理解を深めてもらうため、静岡県防災・原子力学術会議(原子力分科会)の開催、広報誌の発行などを行っています。

(1) 静岡県防災・原子力学術会議

静岡県民が直面する東海地震をはじめとする自然災害や県内に所在する浜岡原子力発電所に関する防災対策に係る科学・技術について、その取り組み状況を明らかにし、県民向けの確かな情報を発信することを目的として、平成22(2010)年4月に静岡県防災・原子力学術会議を発足しました。また、その下部組織として原子力分科

会を設けました。

令和6(2024)年12月末までにおける防災・原子力学術会議及び原子力分科会に関する活動状況は、以下のとおりです。

■ 防災・原子力学術会議

年度	開催日	内容	
平成22 (2010)年度	7月7日	発足記念講演会	エネルギーと環境
	11月23日	定例会	・平成21(2009)年8月11日に発生した駿河湾を震源とする地震と浜岡原子力発電所 ・原子力の安全性と情報発信
平成23 (2011)年度	4月6日	臨時会	福島第一原子力発電所の事故を踏まえた浜岡原子力発電所の津波対策等
平成24 (2012)年度	9月4日	定例会	静岡県防災・減災対策のあり方について
平成26 (2014)年度	3月9日	定例会	国土強靱化地域計画(案)について
平成28 (2016)年度	5月30日	定例会	・静岡県地震対策推進条例の改正(案)について ・地震・津波対策AP2013のこれまでの対策による減災効果について
平成29 (2017)年度	1月15日	定例会	・原子力発電をとりまく状況 ・浜岡原子力発電所における中部電力及び県の取組
平成30 (2018)年度	1月28日	定例会	南海トラフ地震に関する新たな防災対応

■ 原子力分科会

年度	開催日	内容	
平成22 (2010)年度	1月7日	分科会	・駿河湾を震源の地震を踏まえた浜岡原子力発電所5号機の耐震安全性の影響確認について ・浜岡原子力発電所4号機におけるプルサーマル計画の延期について
平成24 (2012)年度	5月23日	分科会	県の原子力防災対策の見直し状況 等

第4章 県の原子力行政

年度	開催日	内容	
平成24 (2012)年度	11月13日	分科会	将来の発電技術等に資する研究について
	1月30日	分科会	静岡県地域防災計画(原子力災害対策の巻)の修正について 等
平成25 (2013)年度	5月15日	分科会	静岡県地域防災計画(原子力災害対策の巻)の修正について
		分科会	廃炉ビジネスの可能性と将来的な発電技術の研究について
	11月26日	分科会	原子力に係る安全技術について
平成26 (2014)年度	4月15日	分科会	浜岡原子力発電所4号機にかかる新規制基準適合性確認審査の申請内容について
	8月6日	分科会	浜岡原子力発電所4号機に係る地震・火山対策について
	9月11日	分科会	浜岡原子力発電所4号機に係る津波対策について
	3月25日	分科会	浜岡原子力発電所における原子力発電に係る安全技術の向上と廃止措置の改善に向けた取組み
平成27 (2015)年度	9月1日	分科会	浜岡原子力発電所に係る新規制基準適合性確認審査の審査状況について
	2月9日	分科会	浜岡地域原子力災害広域避難計画の策定状況について
	3月30日	分科会	第4世代原子炉の可能性
平成28 (2016)年度	8月5、6日	視察	原子力防災センター及び浜岡原子力発電所の視察
	2月9、10日	視察	オフサイトセンター図上訓練・避難退域時検査場所実働訓練視察

第4章 県の原子力行政

年度	開催日	内容	
平成28 (2016)年度	3月24日	分科会	・浜岡地域原子力災害広域避難計画の修正について ・浜岡原子力発電所の状況について
平成29 (2017)年度	1月15日	分科会	・原子力発電をとりまく状況 ・浜岡原子力発電所における中部電力及び県の取組
	2月15、 16日	視察	オフサイトセンター図上訓練・避難退域時検査場所 実働訓練視察
平成30 (2018)年度	2月5、6日	視察	オフサイトセンター図上訓練・避難退域時検査場所 及び避難経由所実働訓練視察
	3月22日	分科会	・浜岡原子力発電所の状況について ・浜岡地域原子力災害広域避難計画における実効 性の向上に係る取り組みについて
令和元 (2019)年度	1月29日	視察	放射線防護対策設備稼動及び屋内退避訓練視察
	2月4日	分科会	・持続的な電力の安定供給体制の構築について ・中部電力株式会社原子力安全技術研究所の取組
令和2 (2020)年度	12月25日	分科会	浜岡原子力発電所の安全対策の状況について
令和3 (2021)年度	4月26日	分科会	浜岡原子力発電所における新検査制度への対応状 況について
	11月22日	分科会	浜岡原子力発電所における内部火災及び内部溢水 への対応状況について
	3月1日	視察	中部電力浜岡原子力発電所緊急事態対策訓練視察
令和4 (2022)年度	9月5日	分科会	浜岡原子力発電所における外部火災および竜巻へ の対応について
	2月4日	視察	避難退域時検査場所運営訓練視察
	2月10日	視察	中部電力浜岡原子力発電所緊急事態対策訓練視察

年度	開催日	内容	
令和5 (2023)年度	1月12日	分科会	浜岡原子力発電所の基準地震動について
	2月9日	視察	中部電力緊急事態対策訓練視察
令和6 (2024)年度	10月28日	分科会	浜岡原子力発電所の基準津波について

(2)パンフレットの作成・配布

「静岡県環境放射線監視テレメータシステム」、「環境放射能調査のあらまし」などの原子力に関するパンフレットの作成・配布を行っています。

(3)環境放射能調査結果の公表

①浜岡原子力発電所周辺の状況

静岡県原子力発電所環境安全協議会では、広報誌「静岡原子力だより」を四半期毎に発行し、四半期毎の環境放射能調査結果のほか、原子力発電に関するトピックスなどを紹介しています。

また、浜岡原子力発電所周辺環境の放射線データについては、県環境放射線監視センターのホームページにおいてリアルタイムでお知らせしています。

【静岡県環境放射線監視センターホームページ:

<http://www.hoshasen.pref.shizuoka.jp/radiation/home.html>】



②静岡県下の放射線の状況

平成24(2012)年4月から、静岡県内8箇所(下田市、熱海市、伊豆市、沼津市、静岡市、藤枝市、磐田市、浜松市)で放射線測定を実施しています。この測定結果は、リアルタイムで県環境放射線監視センターのホームページや原子力規制委員会のホームページに公開されています。

【原子力規制委員会ホームページ: <https://www.nra.go.jp/>】



8 核燃料税

核燃料税は、地方自治体が法定外普通税(地方税)として、総務大臣の同意を得て条例により賦課するもので、発電用原子炉の設置者である電力会社に課税されます。

静岡県では、昭和55(1980)年から、浜岡原子力発電所の設置者である中部電力(株)の同意を得て課税を開始し、核燃料税を財源として、環境放射線監視、温排水影響調査、漁港や漁場の整備、非常時の避難路の整備などの事業を実施することで、原子力発電所周辺地域の安全と振興に大きく寄与してきました。

現在、浜岡原子力発電所は運転を停止していますが、原子力発電所の立地に伴う対策は、稼働の有無にかかわらず、確実に実施していく必要があることから、平成27年度からは、課税方式として発電用原子炉に挿入された核燃料の価額に対して課税する価額割と、発電用原子炉の熱出力に対して課税する出力割の併用方式を採用し、中部電力(株)に御負担をお願いしています。

また、核燃料税の税収は、環境放射線監視センターの運営や広域避難計画の実効性を高めるための避難路の整備などの原子力安全対策、静岡県温水利用研究センターの運営やため池の整備など農林漁業の振興を図る生業安定対策、海岸保全や河川整備など安全安心に生活できるための民生安定対策として、地域の安全と振興を図るための事業に活用されています。

核燃料税に関する条例については、＜協定及び関連規程等p. 137＞を参照してください。

(参考)本県における核燃料税の税率

年度	課税標準	税率
昭和55(1980)年度 ～昭和59(1984)年度	発電用原子炉に挿入された核燃料の価額	5%
昭和60(1985)年度 ～平成16(2004)年度		7%
平成17(2005)年度 ～平成21(2009)年度		10%
平成22(2010)年度 ～平成26(2014)年度		13%
平成27(2015)年度 ～令和11(2029)年度	価額割: 発電用原子炉に挿入された核燃料の価額	価額割: 8.5%
	出力割: 発電用原子炉の熱出力	出力割: 一の課税期間(3ヶ月)ごとに 1,000kw につき 29,500 円

9 地域整備・地域振興

(1) 地域整備・地域振興

電気の安定供給が私たちの生活にとって極めて重要なので、国は発電所の設置や維持が円滑に進むように発電所周辺地域の公共施設の整備等を支援しています。

① 電源三法交付金を用いた施設整備

発電所周辺地域の道路、水道、教育文化施設、産業振興施設等の公共用施設を整備するために、電源三法に基づく交付金(電源立地地域対策交付金など)が交付されています。

県では、御前崎市(旧浜岡町と旧御前崎町)、牧之原市(旧相良町)、掛川市(旧大東町)、菊川市(旧小笠町)に対して、発電所立地に伴う様々な調整を行うとともに、立地地域の振興に努めています。

■浜岡原子力発電所1～5号機に係る施設整備

(単位:千円)

市町名	1・2号機分	3号機分	4号機分	5号機分	計
交付年度	昭和50～53	昭和58～63	平成元～10	平成12～20	
旧浜岡町	1,647,936	4,620,000	5,554,322	7,309,380	19,131,638
旧御前崎町	632,162	1,562,380	2,055,101	2,616,320	6,865,963
旧相良町	631,634	1,737,620	1,910,649	2,492,300	6,772,203
旧大東町	192,070	660,000	794,286	1,036,000	2,682,356
旧小笠町	192,070	660,000	794,286	1,036,000	2,682,356
計	3,295,872	9,240,000	11,108,644	14,490,000	38,134,516

■交付金で整備された主な施設

市町名	施設名
御前崎市(旧:浜岡町)	御前崎総合病院、佐倉公民館
御前崎市(旧:御前崎町)	文化会館、御前崎保育園
牧之原市(旧:相良町)	地頭方プール、総合グラウンド
掛川市(旧:大東町)	総合運動場、学校給食センター
菊川市(旧:小笠町)	図書館、上水道入水タンク

②原子力立地給付金

浜岡原子力発電所の周辺地域の一般家庭、企業等を対象として、原子力立地給付金が交付されています。これは、1年に1回、電灯・電力契約者の金融機関口座へ振り込む方法などで交付されています。

■令和6(2024)年度 原子力立地給付金

対象市町村		電灯契約者	電力契約者
所在市町村	御前崎市 (旧浜岡町地区)	1年当たり 12,852 円/口	1年当たり 6,420 円/kW
	御前崎市 (旧御前崎町地区)	1年当たり 9,636 円/口	1年当たり 4,812 円/kW
隣接市町村	牧之原市(旧相良町地区)、掛川市(旧大東町地区)、菊川市(旧小笠町地区)	1年当たり 6,420 円/口	1年当たり 3,204 円/kW

(2) 温水利用

県では、沿岸漁業振興のため、浜岡原子力発電所の隣接地に「静岡県温水利用研究センター」を設置し、発電所からの温排水を利用して、マダイ、ヒラメ、トラフグ等の放流用種苗を量産しています。

浜岡原子力発電所全号機の運転停止(p. 79参照)により、発電所からの温排水の送水が困難となりましたが、新しい生産計画を策定するとともに、発電所及び温水利用研究センター内において施設整備等を行い、自然海水を使用して種苗生産を継続しています。

● 静岡県温水利用研究センター(御前崎市佐倉)

